

# 関係省庁の支援措置について

---

令和3年4月26日

小さな拠点・地域組織の形成に関する都道府県担当者説明会

# 目次

・ 内閣府	地方創生テレワーク交付金について……………	2
・ 総務省	特定地域づくり事業協同組合制度の概要について……………	13
・ 文部科学省	廃校施設の有効活用について……………	18
・ 厚生労働省	地域共生社会の実現に向けた取組……………	31
・ 環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等 への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業……………	41
	再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成 を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業…	43

令和2年度補正予算（第3号）

# 地方創生テレワーク交付金について

～ 地方への新しい人の流れの創出、魅力的な働く環境の創出に向けて ～

令和3年4月



内閣府 地方創生推進室

# 地方創生テレワーク交付金（内閣府地方創生推進室）

## 令和2年度第3次補正予算額 100.0億円

### 事業概要・目的

#### ○施策の目的

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国民の意識・行動の変容が見られることを踏まえ、地方でのサテライトオフィスの開設やテレワークを活用した移住・滞在の取組等を支援することにより、地方への新しい人の流れを創出し、東京圏への一極集中是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現を図る。

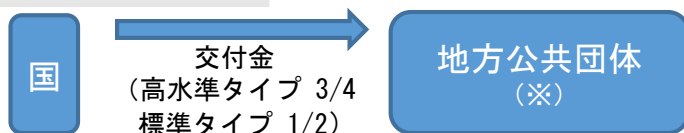
#### ○施策の概要

サテライトオフィス等の施設整備・運営や、民間の施設開設・運営への支援等、地方創生に資するテレワークの推進により地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援する。地方創生に資するテレワーク推進の実施計画を地方公共団体が策定。計画掲載事業の実施に対し、国が交付金により支援。

### 事業イメージ・具体例

- ◆サテライトオフィス等整備事業（自治体運営施設整備等）  
自治体が、サテライトオフィス・シェアオフィス・コワーキングスペース等（以下「サテライトオフィス等」という）を開設・運営、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等開設支援事業（民間運営施設開設支援等）  
自治体が、サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設・運営を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆サテライトオフィス等活用促進事業（既存施設拡充促進等）  
自治体が、区域外からの進出企業・滞在者・移住者による既存のサテライトオフィス施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進
- ◆進出支援事業  
自治体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業に対して、進出支援金を助成（返還制度あり）

### 資金の流れ



(※) ①東京圏外の地方公共団体、②東京圏内の条件不利地域を含む市町村  
③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

### 期待される効果

- 企業の進出、社員の移住、関係人口の創出等が推進されることにより、東京圏への一極集中の是正に貢献
- 「新しい生活様式」に必要なテレワークを地域に普及させ、地域分散型の活力ある地域社会の実現に貢献

「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」抜粋（令和2年12月8日 閣議決定）

## 3. 地域・社会・雇用における民需主導の好循環の実現

### ② 新たな人の流れの促進など地域の独自の取組への支援

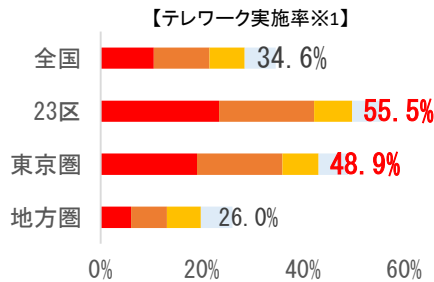
**感染症を契機に、地方の魅力が見直される中、観光にとどまらず、地方への移住・定住を強力に推進するなど、都会から地方への人の流れをつくり出す。地方公共団体向けの新たな交付金**や財政投融資の活用により、**サテライトオフィスの整備等を支援する**とともに、企業と地方公共団体のニーズのマッチングも通じて、**地方におけるテレワークを促進**する。

・**地方創生テレワーク交付金**、地方創生テレワーク推進事業（内閣府）（後略）

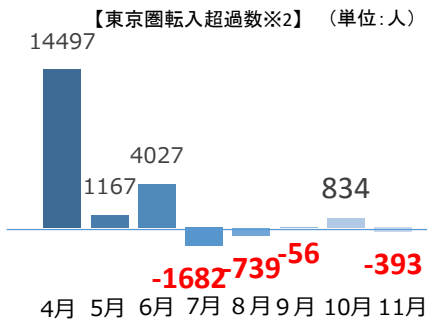
# 「地方創生テレワーク」の政策意義

- 都市部の働き手がテレワークを活用し、地方のサテライトオフィス等で都市部の企業のしごとを行うなど地方創生に資する「地方創生テレワーク」を国が主導のうえ、地方と緊密に連携し早期に推進。
- 地方への新しいひとの流れの創出、地方における魅力ある働く環境、新しい生活様式に必要なテレワークの地方での普及等により、国全体のリスクとして顕在化した「東京圏一極集中」の早期是正、「分散型社会の構築」を目指す。

- コロナ禍で多くの人がテレワークを経験し、東京圏在住でなくとも仕事はできるとの認識が拡大



- 2020年7月、8月、9月、11月に東京圏は転出超過



機会を逃さず捉える

## 国全体のリスクとして顕在化した「東京圏一極集中」の是正

都市部への人口集中・過密に伴うリスク・被害（感染症、首都直下地震等災害）の軽減、「分散型社会の構築」による社会のレジリエンスの向上は国の仕事

都市部社員等による地方への新しいひとの流れ（移住・滞在）の創出

地方における魅力ある働く環境の創出

新しい生活様式に必要なテレワークの地方での普及

都市部の企業・社員による地域活動等への参画・地域経済の活性化等



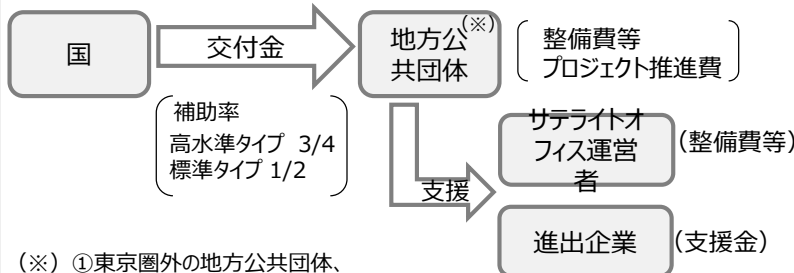
# 地方創生テレワーク交付金のポイント

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に国全体のリスクとして顕在化した東京圏への一極集中の是正、地方分散型の活力ある地域社会の実現のため、新たに「地方創生テレワーク交付金」を創設。
- 地方創生テレワークの推進により、地方への新たなひとの流れを創出する地方公共団体の取組を支援。

## 1. ポイント

- ✓ **テレワークによる企業進出・滞在・移住推進を目的とした初めての交付金**  
令和2年度第3次補正**予算額100億円**
- ✓ 補助率 **3/4**、又は **1/2**
- ✓ **ハード・ソフト経費を一体的に執行可能**
- ✓ 自治体設備に加え、**民間所有施設に対する支援等が可能**

<資金の流れ>



- (※) ①東京圏外の地方公共団体、  
②東京圏内の条件不利地域を含む市町村  
③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

## 2. 対象事業

### 自治体運営 施設整備

自治体がサテライトオフィス等を開設、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

### 民間運営 施設 開設支援

自治体が、サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムの施設について、その開設を支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

### 既存施設 拡充促進

自治体が、区域外からの進出企業・滞in者・移住者による既存のサテライトオフィス等施設利用を促進するため、テレワーク関連設備等の導入支援、プロモーション、ビジネスマッチング等のプロジェクトを推進

### 利用企業 助成

自治体が、上記事業の対象となるサテライトオフィス等を利用する区域外の企業進出を支援

# 地方創生テレワーク交付金

## 地方創生テレワーク交付金

予算額  
100億円  
(国費ベース)

補助率  
最大  
3 / 4

自治体施設整備に加え、民間施設整備、進出企業の支援が可能

ハード／ソフト経費の一体執行

### サテライトオフィス等を整備・運営、利用促進

- ① 自治体運営施設として整備      ② 民間運営施設として整備  
施設を開設して、地域に企業を呼び込みたい



①↔②  
組み合わせ可  
(最大3施設)

働く環境の整備

利活用・プロジェクト推進



施設整備・運営 事業費 最大9,000万円／施設  
プロジェクト推進 事業費 最大1,200万円／団体

①②↔④  
組み合わせ可

③ 既存施設の活用促進  
既に整備した施設の利用促進  
で地域に企業を呼び込みたい



利活用・  
プロジェクト  
推進



③↔④  
組み合わせ可

事業費 最大1,200万円／団体

④ 企業の進出支援  
施設の利用企業を支援して地  
域への企業進出を促進したい



進出企業  
支援



進出支援金  
最大100万円／社



# 地方創生テレワーク交付金（申請タイプ・審査等）

「地方創生テレワーク推進実施計画」を策定し、2024年度のK P Iを以下の通り設定

## 高水準タイプ<sup>○</sup> 補助率 3 / 4

- ① サテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が3社以上
- ② サテライトオフィス等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が5割以上
- ③ 移住者数がサテライトオフィス等施設の所在する市町村の人口の0.01%以上

有識者が審査

## 標準タイプ 補助率 1 / 2

- ① サテライトオフィス等施設を利用する企業数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の企業が1社以上
- ② サテライトオフィス等施設の利用者数を設定のうえ、そのうち、所在都道府県外の利用者数の割合が3割以上
- ③ 移住者数を設定

事務局が審査

### <評価の視点>（タイプ共通）

- ① 期間内に事業が完了可能か 等（政策目的適合性）
- ② 企業の進出が見込めるか 等（企業進出可能性）
- ③ 企業の定着が見込めるか 等（企業定着可能性）
- ④ 過大な施設設置とならないか 等（費用対効果、波及効果）

高水準タイプ<sup>○</sup> (3/4)  
で採択

標準タイプ<sup>○</sup>  
(1/2)  
で採択

標準タイプ<sup>○</sup> (1/2)  
で採択

不採択

## (参考) 地方創生テレワーク交付金 地方負担の扱いについて

- 高水準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は50万円（交付対象事業費の5%）

地方創生テレワーク交付金 交付対象事業費の3 / 4 (75%)	臨時交付金※ 地方負担 (1 / 4) の8割 (20%)	地方 負担 実質 <b>5%</b>
--	-------------------------------------	-----------------------------

- 標準タイプ・・・1,000万の事業の場合、地方負担は100万円（交付対象事業費の10%）

地方創生テレワーク交付金 交付対象事業費の1 / 2 (50%)	臨時交付金※ 地方負担 (1 / 2) の8割 (40%)	地方 負担 実質 <b>10%</b>
--	-------------------------------------	------------------------------

※補助裏に充当される臨時交付金は、県・市町村ごとに割り当てられた臨時交付金の交付限度額（地方単独事業分）とは**別枠（国庫補助事業の補助裏分）で措置**

## 地方創生テレワーク交付金（交付対象者）

### 交付対象者

- ①東京圏外の地方公共団体（※1）
- ②東京圏内の条件不利地域を含む市町村（※2）
- ③東京圏内の都県のうち②の域内に事業を限定して行う都県

（※1）東京圏は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県

（※2）条件不利地域は、過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く。）

○東京圏内の条件不利地域を含む市町村（政令指定都市を除く）

東京都	埼玉県	千葉県	神奈川県
檜原村	秩父市	館山市	山北町
奥多摩町	飯能市	勝浦市	真鶴町
大島町	本庄市	鴨川市	清川村
利島村	ときがわ町	富津市	
新島村	横瀬町	南房総市	
神津島村	皆野町	いすみ市	
三宅村	小鹿野町	東庄町	
御蔵島村	東秩父村	長南町	
八丈町	神川町	大多喜町	
青ヶ島村		御宿町	
小笠原村		鋸南町	

出典：特別交付税措置に係る地域要件確認表（平成30年12月26日）

## 地方創生テレワーク交付金 第1回募集 採択結果

- 地方創生テレワーク交付金の採択結果は、**全体138件**、うち高水準タイプ<sup>○</sup>51件、標準タイプ<sup>○</sup>87件で、交付対象事業費は65億円、**国費ベースでは40億円**

### <採択結果>

	件数	交付対象事業費 (億円)	国費ベース (億円)
全体	<b>138</b> 道府県14 市町村124	<b>65</b>	<b>40</b>
高水準タイプ [3/4補助]	<b>51</b>	<b>28</b>	<b>21</b>
標準タイプ [1/2補助]	<b>87</b>	<b>38</b>	<b>19</b>

### <要素事業>

要素事業	団体数	対象数
①サテライトオフィス等整備事業 (自治体運営施設整備)	56	72施設
②サテライトオフィス等開設支援事業 (民間運営施設開設支援)	63	114施設
③サテライトオフィス等活用促進事業 (既設拡充・促進)	30	79施設
④進出支援事業 (利用企業助成)	67	271社

## 地方創生テレワーク交付金 第2回募集スケジュール

### <スケジュール（案）>

第2回 募集 (案)	4月下旬	地方公共団体向け事務連絡 (事前相談開始、実施計画等の作成および提出)
	6月上旬	実施計画書の提出期間 ( <b>第2回募集〆切</b> )
	8月上旬	内示・公表
	8月下旬	交付決定

# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要について

---

令和3年4月

総務省地域力創造グループ地域振興室



# 特定地域づくり事業協同組合制度の概要

R3予算額 5.0億円  
(内閣府予算計上)

根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和2年6月4日施行）

## 人口急減地域の課題

- ・ 事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・ 安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UIJターンの障害

## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・ 地域の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・ 組合で職員を雇用し事業者に派遣  
(安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保)
- ⇒地域の担い手を確保

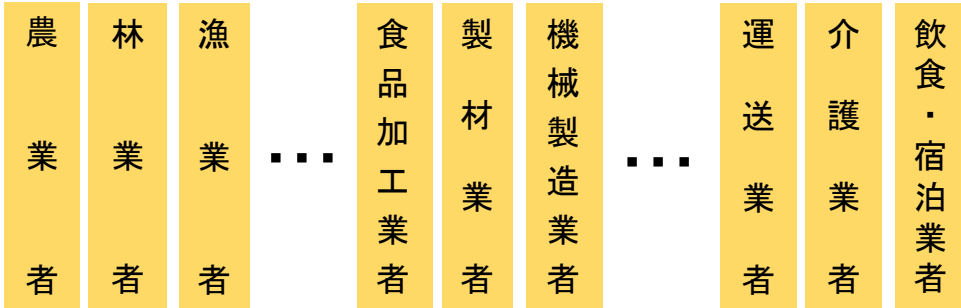
## 人口急減法の概要

対象：人口規模・人口密度・事業所数等に照らし、人材確保に特に支援が必要な地区として知事が判断  
※過疎地域に限られない

認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）

特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を届出で実施可能

### 特定地域づくり事業協同組合員

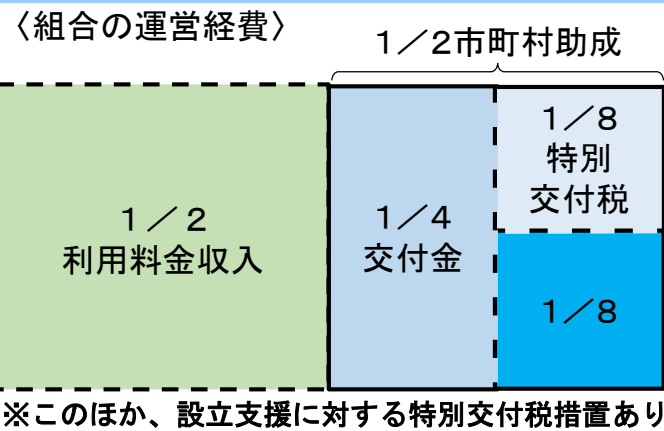


人材 派遣      利用 ↓ 料金

### 特定地域づくり事業協同組合

地域づくり人材の雇用 ⇒ 所得の安定・社会保障の確保

### 市町村



財政支援

認定

### 都道府県

# 特定地域づくり事業協同組合制度の活用方法のイメージ

1

4月



農業

5~10月



飲食業

11~3月



酒造業

2

通年



介護事業

or



こども園



小売業

AM

PM

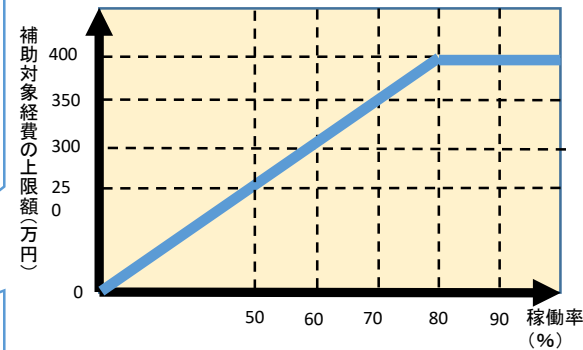
創意工夫により様々な活用が可能

# 特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

## 【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上:内閣府、執行:総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
  - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和3年度予算額 5億円(前年度同額)
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
  - ① 複数の事業者への職員派遣
    - ・派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
  - ② 労働需要に応じた職員の確保
    - ・派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減

<稼働率に応じた派遣職員人件費の補助対象経費の上限額>



## 【地方財政措置】

- 特定地域づくり事業推進交付金に係る地方負担(措置率1/2)
- 特定地域づくり事業協同組合の設立支援に関する地方単独事業に係る市町村負担(対象経費の上限額 300万円、措置率1/2)
- ※ 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置(措置率1/2(財政力補正あり)等)も活用可能。

- ・ 経理的基礎形成への支援(組合への財政支援)
- ・ 設立準備への支援  
(関係団体との設立準備協議会等の開催、組合設立準備に必要な調査、手続に係る経費等)

## <1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員 6名 対象経費総額(組合運営費) 2,400万円/年

派遣職員人件費 2,000万円  
事務局運営費 400万円の場合



1/2  
利用料金収入(1,200万円)

1/2  
市町村助成 1,200万円  
(1,200万のうち、国交付金600万円 市町村負担分600万円  
市町村負担分600万のうち、特別交付税措置300万円)

## 特定地域づくり事業協同組合認定一覧 (R3. 4. 1現在)

都道府県	市町村	組合の名称	認定年月日	主な派遣先(業種)	
1	北海道	下川町	下川事業協同組合	R3.2.22	小売業、農林業
2	秋田県	東成瀬村	東成瀬村地域づくり事業協同組合	R2.12.17	農業、林業、食品製造業、宿泊業、スキー場、児童福祉事業、生活関連サービス業
3	奈良県	川上村	事業協同組合かわかみワーク	R3.2.26	林業、観光業、介護事業、家具製造業、金属加工業、小売業
4	鳥取県	日野町	日野町未来づくり事業協同組合	R3.4.1	農業、林業
5	島根県	浜田市	協同組合 Biz.Coop.はまだ	R3.1.12	児童福祉事業、障害者福祉事業、老人福祉事業、音楽興行活動
6	島根県	安来市	安来市特定地域づくり事業協同組合	R3.2.22	農業、小売業
7	島根県	奥出雲町	奥出雲町特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	農業、観光業、小売業、宿泊業
8	島根県	津和野町	津和野町特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	酒類製造業、農業
9	島根県	海士町	海士町複業協同組合	R2.12.4	食品加工業、漁業、宿泊・飲食・観光業、教育・研修・物販
10	佐賀県	みやき町	みやき町三根校区特定地域づくり事業協同組合	R3.3.30	社会福祉・介護事業、飲食料品卸売業、ゴルフ場、持ち帰り・配達飲食サービス業
11	長崎県	五島市	五島市地域づくり事業協同組合	R3.3.12	食品製造業、水産加工業、食品加工業、農業、建築材料卸売業、燃料小売業、ガソリンスタンド、介護事業、風力発電メンテナンス

# 廃校施設の有効活用について

～文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」～

令和3年4月26日（月）

文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部 施設助成課



# 廃校施設の活用事例

## 子育て支援等複合施設として活用 (旧東橋北(ひがしきょうほく)小学校：三重県四日市市)

- ◆ こども園、こども子育て交流プラザ、交流施設(貸館)、企業OB人材センター等からなる複合施設。子育て支援の機能をメインとして、子どもから大人まで様々な世代の人々が集い、交流する場となっている。
- ◆ 体育館やグラウンドもスポーツ施設として市民に利用されている。



## 障害者福祉施設として活用 (旧蜂巢(はちす)小学校：栃木県大田原市)

- ◆ 社会福祉法人によって、多機能型障害福祉サービス事業所としてカフェの運営、珈琲豆・焼き菓子等の販売が行われている。カフェスペース以外の元教室等では、地域の方々によるギャラリーやワークショップの開催、コンサート・サークル活動が行われており、地域の賑わい創出にもつながっている。県内外からの訪問者も多い。



## 診療所等として活用 (旧七浦幼稚園・七浦小学校：千葉県南房総市)

- ◆ 診療所、介護支援事業所、通所リハビリステーション、病児保育室、薬局、惣菜・日用品販売といった、医療・介護・生活の機能を集約した施設。少子高齢化・過疎化が進んでいる地域の中で、高齢者をはじめとする多くの方が利用しており、生活の利便性の向上を喜ぶ声が聞かれる。同施設内には消防団の詰所もあり、有事の際には広域避難所としても活用される。



## レストランとして活用 (旧菅守(すがもり)小学校：愛知県新城市(しんしろし))

- ◆ 元小学校のランチルームをレストランとして、週末営業の農家レストラン「つくで田舎レストランすがもり」を営業。木のぬくもりを感じられる空間で、作手地区ならではの地産地消の料理を食べることができる。併せて学校の周辺施設を里山博物館と見立て、木工体験、ピザ作り体験等も実施している。

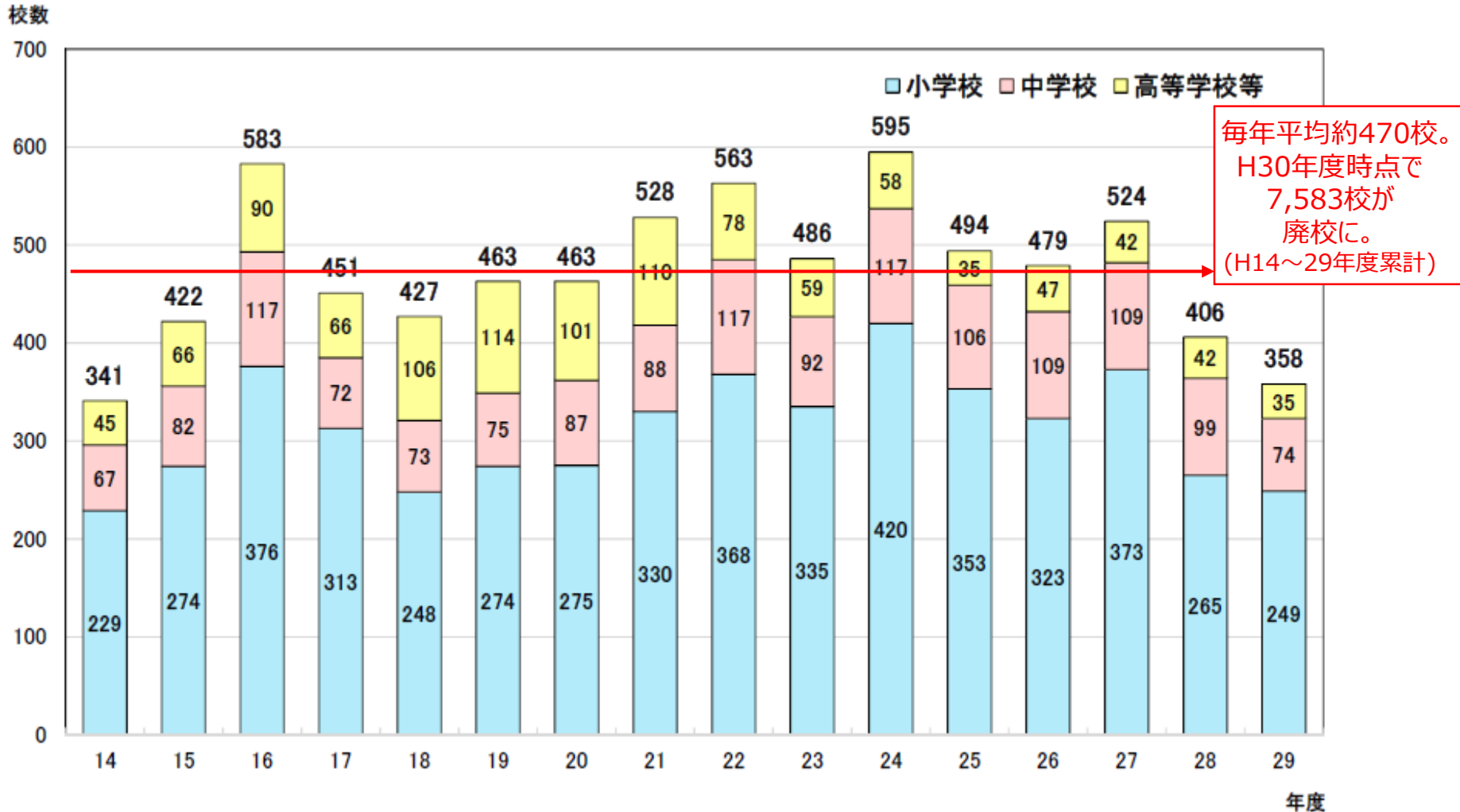




# 廃校の発生状況

◆ 少子化の影響により、毎年約470校程度、廃校が発生（【図1】）。

【図1】 公立学校の年度別廃校発生数（平成14年度～平成29年度）



# 廃校の活用状況①

【図2】廃校の活用状況

廃校年度		前回 平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)		今回 平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		
廃校の数 (A)	小学校		4,489		5,005	
	中学校	6,811	1,307	7,583	1,484	
	高等学校等		1,015		1,094	
施設が現存している廃校の数 (B)	× 100% B/A	(校)	87.3%	(校)	86.8%	
活用されているもの (a)	a/B	4,198	70.6%	4,905	74.5%	
活用されていないもの (b)	b/B	1,745	29.4%	1,675	25.5%	
活用の用途	決まっている (c)	c/B	314	5.3%	204	3.1%
	決まっていない (d)	d/B	1,260	21.2%	1,295	19.7%
取壊しを予定 (e)	e/B	171	2.9%	176	2.7%	
保存する施設なし (C)	C/A	868	12.7%	1,003	13.2%	

→ 主な活用用途

◆ 一方、廃校施設のうち約20% (1,295校) については、活用の用途が決まらず放置されており、その維持管理費等が、自治体にとっては負担となっている (【図2】)。

◆ 廃校施設のうち約75%は、社会体育施設、社会教育施設・文化施設、福祉施設・医療施設、企業や法人等の施設、体験交流施設等、何らかに活用されている (【図2】)。

主な活用用途

(単位:件数)

	平成14年度～平成27年度 (平成28年5月1日現在)	平成14年度～平成29年度 (平成30年5月1日現在)		
		合計	校舎	屋内運動場
学校 (大学を除く)	1,609	3,473	1,756	1,717
社会体育施設	1,015	1,581	164	1,417
社会教育施設・文化施設	675	1,194	744	450
社会教育施設	604	912	560	352
文化施設	71	282	184	98
福祉施設・医療施設等	424	705	511	194
老人福祉施設	146	223	163	60
障害者福祉施設	92	169	126	43
保育施設	37	55	41	14
認定こども園	11	30	18	12
児童福祉施設 (保育所を除く)	41	64	45	19
放課後児童クラブ	54	101	75	26
放課後子供教室	21	35	20	15
医療施設	22	28	23	5
企業等の施設・創業支援施設	370	783	526	257
企業や法人等の施設	339	711	478	233
創業支援施設	31	72	48	24
庁舎等	268	417	306	111
体験交流施設等	239	477	302	175
備蓄倉庫	102	177	113	64
大学	35	76	41	35
住宅	12	22	15	7

出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査 (文部科学省)

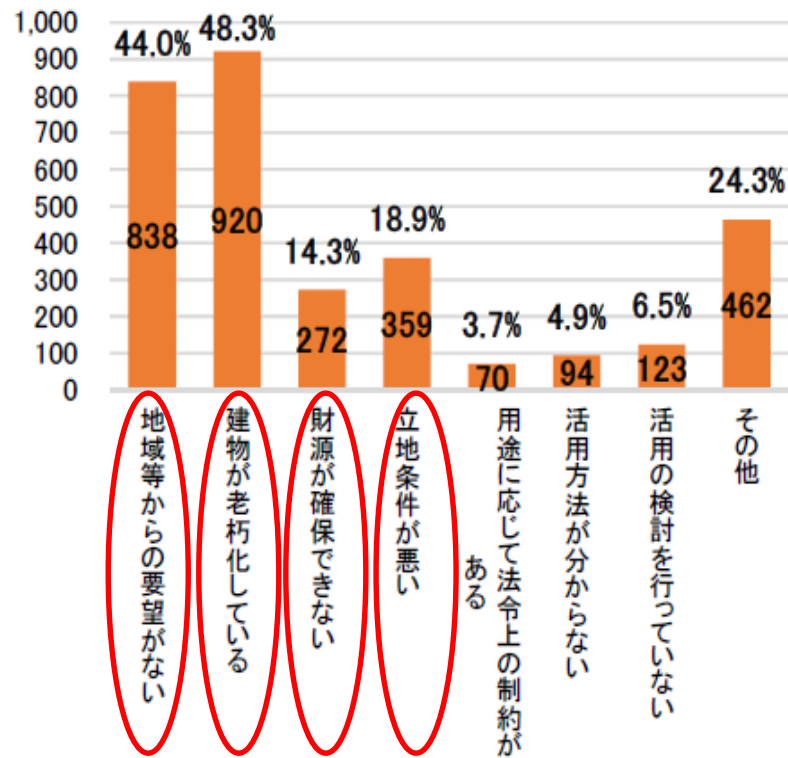
(複数回答)

## 廃校の活用状況②

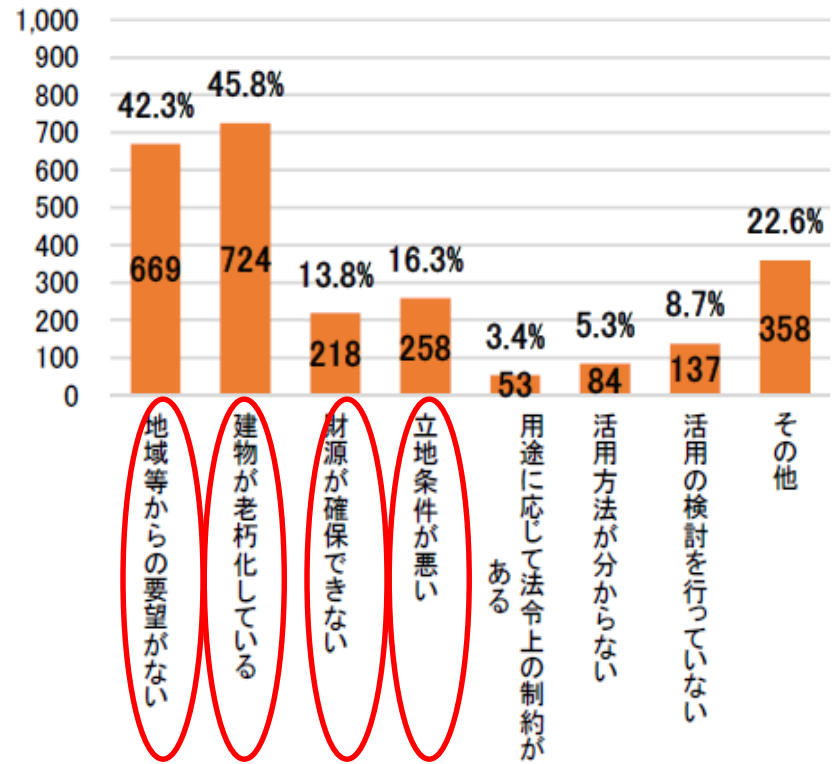
- ◆ 活用用途が決まっていない1,295校については、「地域からの要望がない」「施設が老朽化している」等の理由がある（【図3】）。

【図3】活用の用途が決まっていない理由

【校舎】



【屋内運動場】

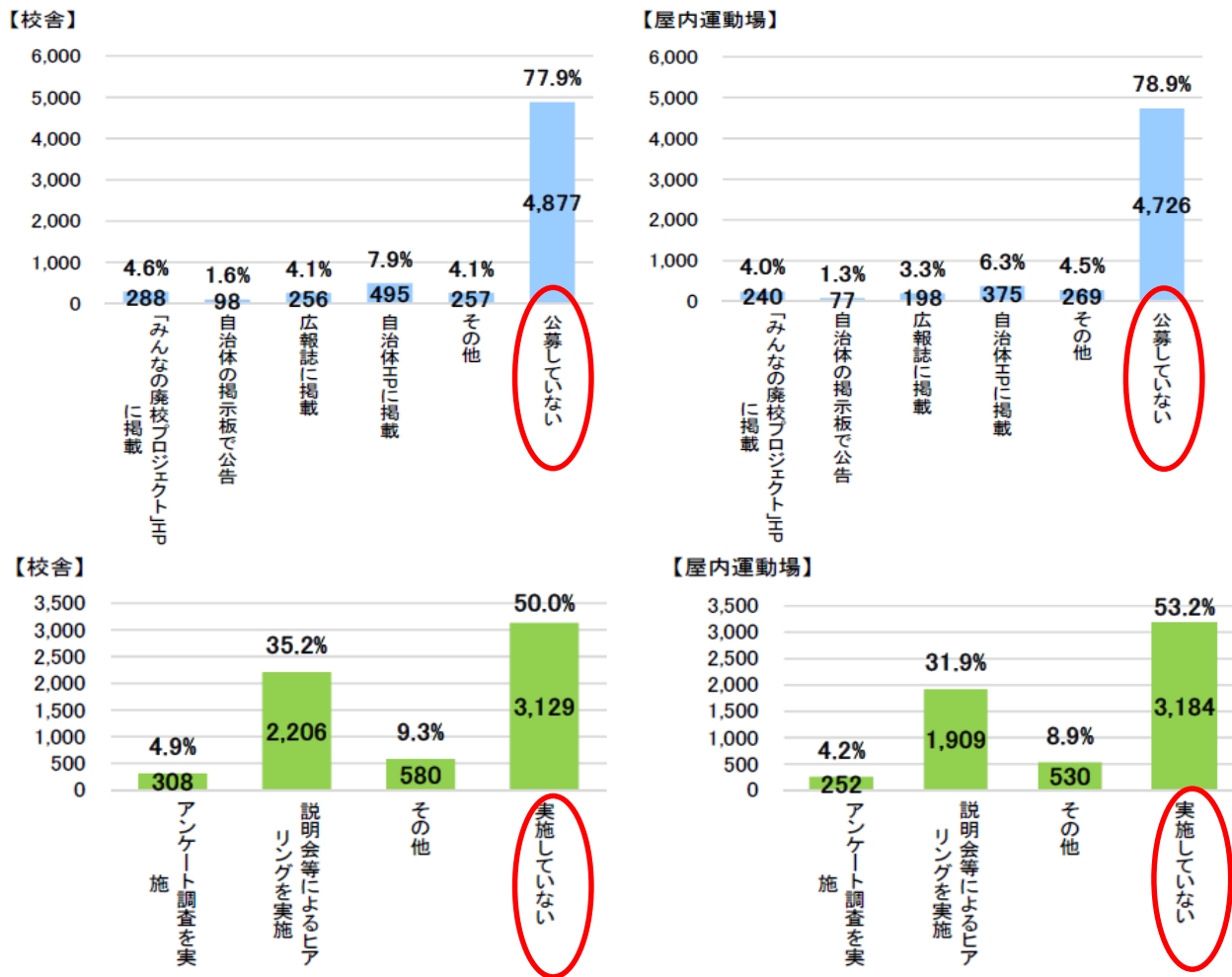


出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

## 廃校の活用状況③

◆ 自治体の約 8 割が公募を行っておらず、約半分が意向聴取も行っていない（【図 4】）。

【図 4】 公募・意向聴取の状況



出典：平成30年度廃校施設等活用状況実態調査（文部科学省）

## 廃校活用の課題

### ① 自治体側への廃校活用に関する情報提供

- 自治体において廃校施設の活用用途が決まっていない理由として、「施設の老朽化」「立地条件の悪さ」「財源が確保できない」等の理由がある。  
↓
- 全国各地の廃校活用事例や、転用施設の改修に対する国庫補助制度について、文部科学省から情報提供することで、自治体に廃校活用について積極的に検討していただけるようにする。

### ② 活用希望企業等とのマッチング

- 自治体単独では、廃校施設を活用したい企業等へのPRに限界がある。  
↓
- 文部科学省ホームページにおいて、全国に活用を募集する廃校施設等に関する情報を掲載し、広く全国の民間企業等に周知する。

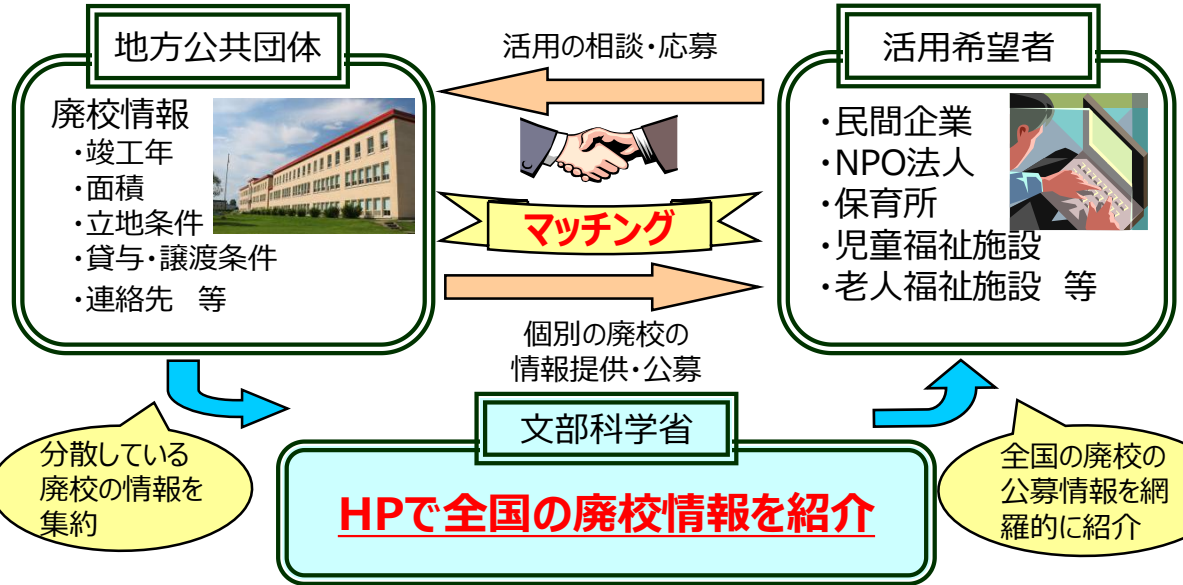


文部科学省「みんなの廃校プロジェクト」



# みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載。

千葉県	鴨川市	主基小学校	鴨川市成川35			
JR外房線・内房線安房鴨川駅から約7km		問い合わせ先	鴨川市 企画政策課地域戦略係 04-7093-7828			
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 施設区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	募集内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,539	鉄筋コンクリート	-	アイデア募集	-	-
		S54	1,922			・地域の振興や活性化につながること ・事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議)
		校舎	2			・校舎は耐震改修の必要あり ・旧校舎敷地 (S56竣工・267㎡) が確保

校舎等の外観写真

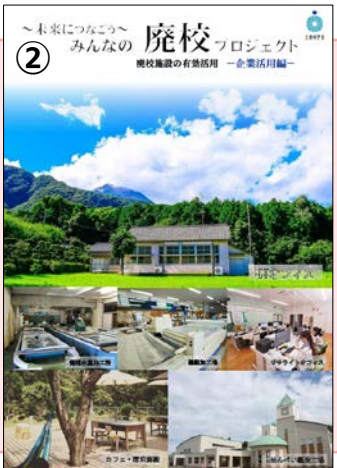
校舎等の平面図

校舎等の配置図



廃校施設の活用事例集を作成。

- ① 廃校施設活用事例集 ~未来につなごう~ みんなの廃校プロジェクト
- ② みんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用 -企業活用編-





# 廃校活用マッチングイベント

文部科学省では、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」事業者とのマッチングを図るため、実際の廃校活用事例について学ぶとともに、参加者同士が自由に交流できる「廃校活用マッチングイベント」を開催しています。

## ◆開催実績（令和2年度）

### 福岡会場

（令和2年9月15日 福岡国際会議場）

#### ・出展ブース：5自治体

千葉県、長野県中野市、京都府福知山市、兵庫県淡路市、福岡県田川郡川崎町

#### ・参加者：57名

事業者34名、自治体12名、ブース出展者11名

### オンラインで開催

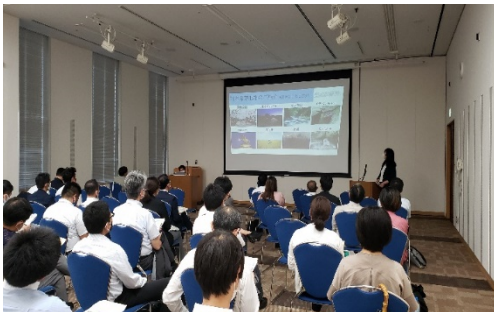
（令和3年2月5日 Webex Meetingsを活用して実施）

#### ・出展ブース：8自治体

宮城県気仙沼市、宮城県角田市、千葉県、千葉県君津市、富山県、長野県筑北村、兵庫県南あわじ市、奈良県下市町

#### ・参加者：約95名

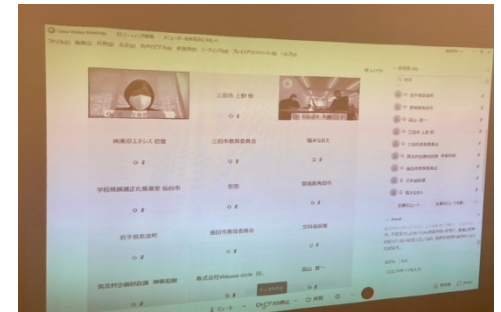
事業者約50名、自治体約30名、ブース出展者約15名



事例発表



各ブースでの交流の様子



オンラインでマッチングタイムを実施

# 廃校施設の活用にあたり利用可能な補助制度

令和3年4月現在

対象となる転用施設等	事業名	左記事業の交付要綱・実施要項等を掲載しているホームページのURL	所管官庁	
地域スポーツ施設	スポーツ振興くじ助成 (地域スポーツ施設整備助成)	<a href="https://www.jpnspport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx">https://www.jpnspport.go.jp/sinko/josei/tabid/78/Default.aspx</a>	スポーツ庁	(独)日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業部支援第二課施設整備支援係 TEL: 03-6804-3120
埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うための設備整備事業	地域の特色ある埋蔵文化財活用事業 (国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金)	<a href="https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html">https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/hojo/hojokin.html</a>	文化庁	文化資源活用課支援係 TEL: 03-5253-4111 (内線2834)
児童福祉施設等 (保育所を除く)	次世代育成支援対策施設整備交付金	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL: 03-5253-1111 (内線4960、4961)
保育所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL: 03-5253-1111 (内線4960、4961)
	保育所等整備交付金			
	保育対策総合支援事業費補助金			
小規模保育事業所等	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL: 03-5253-1111 (内線4960、4961)
	保育所等整備交付金			
	保育対策総合支援事業費補助金			
放課後児童クラブ	放課後子ども環境整備事業	<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/kosodate/index.html</a>	厚生労働省	子ども家庭局保育課(子育て支援課)健全育成推進室 TEL: 03-5253-1111 (内線4845、4966)
障害者施設等	社会福祉施設等施設整備費補助金	-	厚生労働省	社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 TEL: 03-5253-1111 (内線3035)
私立認定こども園	認定こども園施設整備交付金	-	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課 TEL: 03-5253-4111 (内線2714)
	保育所等整備交付金	-	厚生労働省	子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室調整係 TEL: 03-5253-1111 (内線4960、4961)
	子育て支援対策臨時特例交付金 (安心こども基金)	-	文部科学省 厚生労働省	上記と同様

地域間交流・地域振興を図るための生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等 (過疎市町村等が実施する過疎地域の廃校舎の遊休施設を改修する費用が対象)	過疎地域持続的発展支援交付金 (過疎地域遊休施設再整備事業)	-	総務省	自治行政局過疎対策室 TEL: 03-5253-5111 (内線5536)
他人の用に供するサテライトオフィス	デジタル活用環境構築推進事業 (地域サテライトオフィス整備推進事業)	-	総務省	情報流通行政局 情報流通高度化推進室 TEL: 03-5253-5751 (内線24136)
農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組に必要な施設	①農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shin-ko-kouhukin.html">https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shin-ko-kouhukin.html</a>	農林水産省	①農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL: 03-3502-8111 (内線5451)
	②農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)	<a href="http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html">http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_seibi/seibi.html</a>		②農村振興局整備部地域整備課 (内線3098)
交流施設等の公共施設	林業成長産業化総合対策のうち林業・木材産業成長産業化促進対策 (木造公共建築物等の整備)	-	林野庁	林政部木材利用課 TEL: 03-3502-8111 (内線6127)
立地適正化計画に位置付けられた誘導施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、子育て支援施設)等	都市構造再編集集中支援事業	<a href="https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html">https://www.mlit.go.jp/toshi/crd_machi_tk_000012.html</a>	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL: 03-5253-8111 (内線32763)
まちづくりに必要な地域交流センターや観光交流センター等の施設	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業)	<a href="https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html">https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html</a>	国土交通省	都市局市街地整備課 TEL: 03-5253-8111 (内線32763)
空家等対策計画に定められた地区において、居住環境の整備改善に必要な宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等	社会資本整備総合交付金 (空き家再生等推進事業)	<a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html</a>	国土交通省	住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL: 03-5253-8111 (内線39394)
基幹集落に暮らしの安心を支える複数の生活サービスや地域活動の場を集めた「小さな拠点」の形成推進に必要な施設	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	<a href="http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html">http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html</a>	国土交通省	国土政策局地方振興課 TEL: 03-5253-8111 (内線29543)
「地方版創生総合戦略」に位置づけられ、地域再生法に基づく地域再生計画に認定された地方公共団体の自主的・主体的で、先導的な取組	地方創生推進交付金	<a href="https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisais/ei/souseikoufukin.html">https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tiikisais/ei/souseikoufukin.html</a>	内閣府	地方創生推進事務局 TEL: 03-5510-2151

# 財産処分手続について

原則

国庫補助を受けて整備した建物を、処分制限期間内に転用等する場合は、**文部科学大臣の承認（財産処分手続）**が必要。本来、公立学校施設整備のために交付された補助金であるため、補助目的外に転用等する場合には、国庫補助相当額の国庫納付が必要。（根拠：補助金等適正化法等）

文部科学省では、以下の場合等に国庫補助相当額の**国庫納付を不要**としており、公立学校施設に係る財産処分手続を大幅に簡素化・弾力化している。

令和2年12月9日付け通知

適正化法第22条	国庫補助を受けて整備した建物等を財産処分する場合には、文部科学大臣の「承認」が必要												
政令告示	期間	処分制限期間内										経過後	
通知	財産処分内容	有償	無償					文部科学大臣が特に認める場合	交付決定事項	内閣総理大臣による地域再生計画の認定を受けた場合	かつ公益に資する用に供する場合	過去の財産処分に伴い、補助金等の全部に相当する金額の国庫納付が済んでいる場合	「処分制限期間」を経過した場合
		貸与・譲渡等	転用・貸与・譲渡・取壊し						危険建物又は危険建物に準ずる建物の取壊しに係る財産処分、当該建物の改築事業等の交付決定があった場合				
		国庫補助事業完了後10年未満	国庫補助事業完了後10年以上経過	国庫補助事業完了後10年未満			国庫補助事業完了後10年以上経過	危険建物又は危険建物に準ずる建物の取壊しに係る財産処分、津波移転改築に係る交付決定があった場合	他	※国庫補助事業完了後5年以内の大規模改修事業、防災機能強化事業又は太陽光発電等導入事業の取壊し又は改築を行う場合を除く。			
		右記以外での 転用・貸与・譲渡・取壊し	耐震補強事業、大規模改修事業（法令等に適合させるための工事に限る。）、又は防災機能強化事業（建築非構造部材の耐震化工事に限る。）	大規模改修事業、防災機能強化事業、太陽光発電等導入事業 ※国庫補助事業完了後10年以上経過した建物の財産処分と併行して行う場合に限る。 国庫補助事業完了後5年以内を取壊し又は改築を行うなど、著しく適正を欠くものを除く。	市町村合併計画に基づく場合	単独で改築する建物の取壊し	危険建物又は危険建物に準ずる建物の取壊しに係る財産処分、津波移転改築に係る交付決定があった場合	建物取壊しに係る財産処分、長寿命化改良事業に係る交付決定があった場合					
		4(2)	4(1)②	4(2)	4(1)③	4(1)④	3(1)③	3(1)①	別表1	4(1)⑧	3(2)		
	通知の概要	承認申請					大臣への報告		承認申請	承認手続不要			
	地方公共団体の手続	承認申請					大臣への報告		承認申請	承認手続不要			
	承認の条件等	有	無 国庫納付金相当額以上の基金積立	有	無			無	無				
	国庫納付金 基金積立	有	無 国庫納付金相当額以上の基金積立	有	無			無	無				



- ・～未来につなごう～「みんなの廃校」プロジェクト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm)

- ・現在活用用途を募集している廃校施設の一覧

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1394609.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1394609.htm)

- ・廃校施設活用事例集 ～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809_00003.htm)

- ・みんなの廃校プロジェクト 廃校施設の有効活用事例集－企業活用編－

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1296809\\_00005.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809_00005.htm)

- ・廃校活用マッチングイベント

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/1422877\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1422877_00001.htm)

- ・廃校施設等の活用に当たり利用可能な補助制度（令和3年4月現在）

[https://www.mext.go.jp/content/20210323-mxt\\_kouhou02-100003126\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210323-mxt_kouhou02-100003126_1.pdf)

- ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分手続の概要について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/yoyuu/03082701.htm)



ひと、くらし、みらいのために

**厚生労働省**

Ministry of Health, Labour and Welfare

# 地域共生社会の実現に向けた取組

～重層的支援体制整備事業について～

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
地域共生社会推進室



# 地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

## すべての人の生活の基盤としての地域

## 地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

## すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通



# 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

## 社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

#### 包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）  
就労支援      見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

- I～IIIを通じ、**  
**・継続的な伴走支援**  
**・多機関協働による住民同士の顔の見える関係性の育成支援**  
**支援を実施**

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

#### 現行の仕組み

- 高齢分野の相談・地域づくり
- 障害分野の相談・地域づくり
- 子ども分野の相談・地域づくり
- 生活困窮分野の相談・地域づくり

#### 重層的支援体制

属性・世代を問わない  
相談・地域づくりの実施体制

- ※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

## 重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

- 重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。
- ①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。
  - ②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

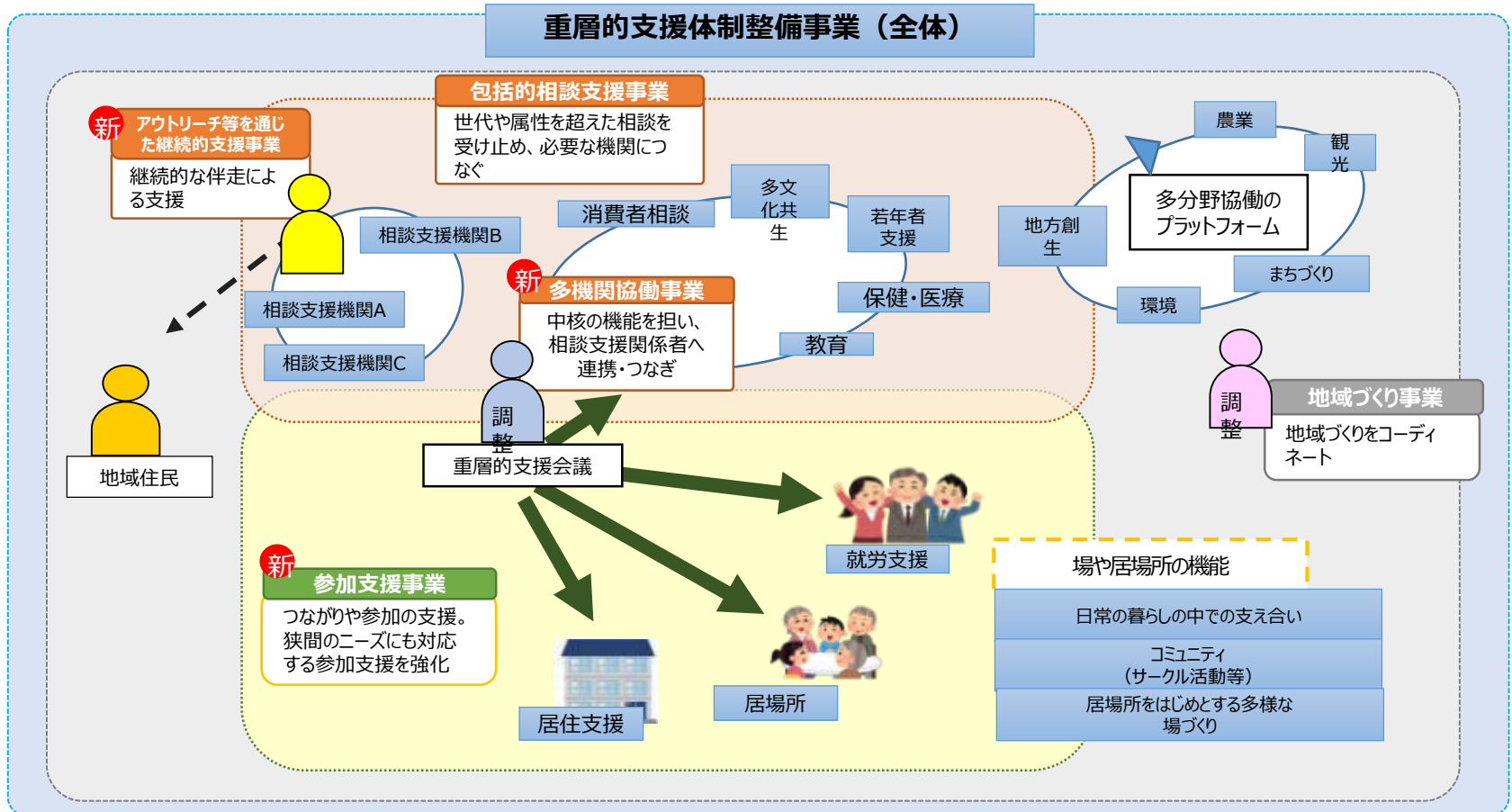
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	包括的相談支援事業 相談支援	【介護】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号	参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新	
第3号	イ	地域づくり事業 地域づくりに向けた支援	【介護】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】地域子育て支援拠点事業
第4号	アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新	
第5号	多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新	
第6号	支援プランの作成（※）	新	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

# 重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

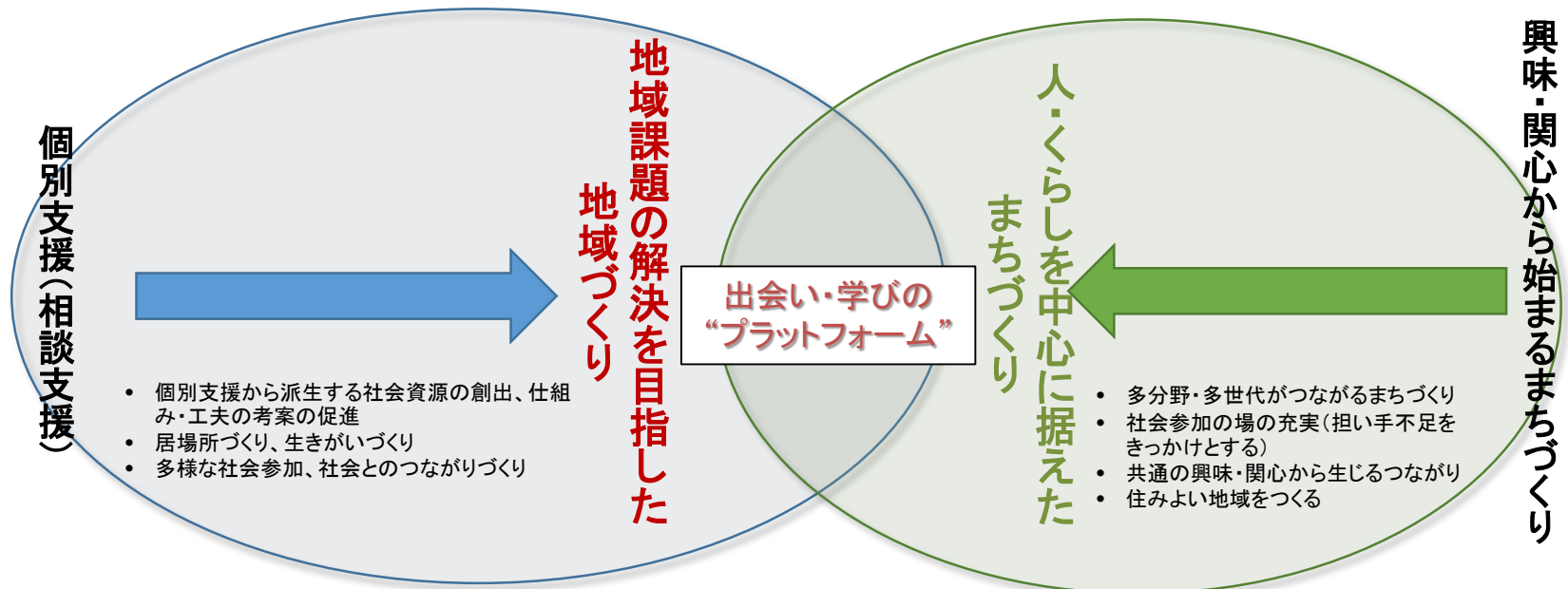


# 多様な主体による地域活動の展開における出会い・学びのプラットフォーム

- 地域の実践をみると、「自らの地域で活躍したい」や「地域を元気にしたい」といった自己実現や地域活性化に向けた願いのもと始まったまちづくり活動が、地域の様々な主体との交わりを深め、学ぶ中で、福祉（他者の幸せ）へのまなざしを得ていくダイナミズムがみえてきた。
- そして福祉分野の個別支援をきっかけとする地域づくりの実践に関しては、個人を地域につなげるための地域づくりから、地域における課題へ一般化し、地域住民を中心とした地域づくりに開いていくことで持続性を得ていく過程が見られている。
- 一見質の異なる活動同士も、活動が変化する中で“個人”や“くらし”が関心の中心となった時に、活動同士が出会い、お互いから学び、多様な化学反応を起こす。そこから生まれた新たな活動が地域の新たな個性となり、地方創生につながることもある。
- このような化学反応はさまざまな実践においてみられており、今後の政策の視点として、地域において多様な主体が出会い学びあう「プラットフォーム」をいかに作り出すか、という検討を行っていくことが求められている。

## 福祉サイドからのアプローチ

## まちづくり・地域創生サイドからのアプローチ





# 地域共生社会のポータルサイト

- 令和3年4月1日に地域共生社会のポータルサイトを新規オープン
  - <https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>
- 重層的支援体制整備事業をはじめ、地域共生社会の実現に向けた取組に関する各種通知や全国各地の取組事例等を掲載。今後、関連情報を順次掲載し、内容を充実させていく



新着情報

2021年4月1日 地域共生社会のポータルサイトを公開しました **NEW**

> 一覧はこちら



## 【重層的支援体制整備事業】 令和3年度予算:76億円

- 令和2年6月に改正された社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
包括的相談支援事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域包括支援センターの運営（介護分野） ・基幹相談支援センター等機能強化事業等（障害分野） ・利用者支援事業（子ども・子育て分野） ・生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業（生活困窮分野）	市町村	各法に基づく負担率・補助率
地域づくり事業	○ 以下の事業に必要な経費 ・地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業（介護分野） ・地域活動支援センター機能強化事業（障害分野） ・地域子育て支援拠点事業（子ども・子育て分野） ・地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業（生活困窮分野）	市町村	各法等に基づく負担率・補助率
多機関協働事業等	○ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、参加支援事業に必要な経費	市町村	国:3/4（※） 市町村:1/4

※ 多機関協働事業等の負担割合は、制度施行当初の移行準備期間としての措置。令和5年度以降、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とすることを検討。

## 【その他(重層的支援体制整備事業への移行準備等)】 令和3年度予算:40億円

- 市町村における重層的支援体制整備事業の実施に向けた移行準備、都道府県による市町村への後方支援、本事業に従事する者等の人材養成を行う。

事業名	経費概要	実施主体	補助率
重層的支援体制整備事業への移行準備事業	○ 新事業への移行準備のために必要な経費	市町村	国:3/4 市町村:1/4
重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業	○ 都道府県による市町村の新事業への移行促進、重層的支援体制構築に向けた後方支援を実施するために必要な経費	都道府県	国:3/4 都道府県:1/4
重層的支援体制構築推進人材養成事業	○ 新事業の実施市町村、都道府県、新事業の従事者等を対象とした人材養成に必要な経費	国	(委託費)

# 令和3年度 重層的支援体制整備事業 実施自治体

北海道	七飯町
	妹背牛町
	鷹栖町
	津別町
岩手県	遠野市
	矢巾町
秋田県	大館市
埼玉県	川越市
	鳩山町
千葉県	松戸市
	市原市
東京都	世田谷区
	八王子市
神奈川県	逗子市
富山県	氷見市
石川県	小松市
福井県	坂井市
長野県	飯田市
愛知県	岡崎市
	豊田市
	東海市
	大府市
	長久手市

三重県	伊勢市
	名張市
	鳥羽市
	伊賀市
滋賀県	御浜町
	長浜市
	守山市
大阪府	米原市
	豊中市
和歌山県	大阪狭山市
鳥取県	和歌山市
島根県	北栄町
	松江市
	大田市
広島県	美郷町
愛媛県	廿日市市
福岡県	宇和島市
大分県	久留米市
	津久見市

(参考3)

令和3年度 重層的支援体制整備事業 移行準備事業 実施予定自治体

北海道	札幌市	群馬県	太田市	新潟県	新潟市	三重県	松阪市	鳥取県	米子市	佐賀県	佐賀市
	旭川市		館林市		三条市		桑名市		倉吉市		長崎市
	厚真町		上野村		村上市		鈴鹿市		八頭町		五島市
青森県	広尾町	埼玉県	みなかみ町	富山県	関川村	滋賀県	亀山市	島根県	湯梨浜町	長崎県	佐々町
	平内町		玉村町		富山市		大津市		琴浦町		熊本市
	今別町		さいたま市	高岡市	彦根市	出雲市	山鹿市				
	蓬田村		狭山市	金沢市	近江八幡市	岡山市	菊池市				
	外ヶ浜町		草加市	輪島市	栗東市	総社市	宇城市				
	鱒ヶ沢町		越谷市	白山市	甲賀市	美河市	合志市				
	西目屋村		和光市	能美市	野洲市	西栗倉村	大津町				
	藤崎町		日高市	野々市市	高島市	広島市	菊陽町				
	大鰐町		ふじみ野市	越前市	東近江市	呉市	御船町				
	田舎館村		川島町	美浜町	亀岡市	竹原市	益城町				
岩手県	盛岡市	千葉県	木更津市	山梨県	甲州市	京都府	京田辺市	広島県	尾道市	大分県	中津市
	岩泉町		八千代市		長野市		京田辺市		東広島市		竹田市
宮城県	仙台市	東京都	浦安市	長野県	伊那市	大阪府	精華町	山口県	下関市	宮崎県	九重町
	涌谷町		墨田区		下諏訪町		堺市		宇部市		延岡市
	南三陸町		目黒区		富士見町		茨木市		長門市		日向市
秋田県	能代市	東京都	中野区	岐阜県	朝日村	兵庫県	寝屋川市	徳島県	美祢市	鹿児島県	三股町
	湯沢市		杉並区		飯綱町		高石市		徳島市		都農町
	鹿角市		豊島区		岐阜市		阪南市	小松島市	美郷町		
	由利本荘市		江戸川区		大垣市		熊取町	宇多津町	高千穂町		
	井川町		立川市		関市		太子町	伊予市	鹿屋市		
	大潟村		三鷹市		恵那市		姫路市	四国中央市	中種子町		
山形県	山形市	東京都	青梅市	静岡県	美濃加茂市	奈良県	明石市	高知県	愛南町	鹿児島県	宇検村
	天童市		府中市		神戸町		芦屋市		高知市		瀬戸内町
福島県	福島市	東京都	調布市	静岡県	静岡市	兵庫県	伊丹市	高知県	四万十市	鹿児島県	和泊町
	須賀川市		小金井市		浜松市		宝塚市		奈半利町		誂谷村
	川俣町		小平市		熱海市		川西市		本山町		
茨城県	檜町	東京都	国分寺市	静岡県	伊豆市	兵庫県	加東市	高知県	いの町	鹿児島県	
	古河市		国立市		函南町		たつの市		中土佐町		
栃木県	東海村	神奈川県	狛江市	愛知県	小山町	奈良県	桜井市	福岡県	黒潮町	鹿児島県	福岡市
	栃木市		多摩市		名古屋市		三郷町		福岡市		
	小山市		西東京市		豊橋市		田原本町		大牟田市		
	那須塩原市		横浜市		半田市		高取町		八女市		
	さくら市		平塚市		豊川市		王寺町		小都市		
	那須烏山市		鎌倉市		稲沢市		吉野町		古賀市		
	市貝町		藤沢市		知多市		大淀町		うきは市		
	壬生町		小田原市		みよし市		川上村		糸島市		
	野木町		茅ヶ崎市		阿久比町		橋本市		岡垣町		
	高根沢町		秦野市		東浦町		有田市		大刀洗町		
	那珂川町				武豊町				大木町		
				苅田町							

# 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への 自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を  
通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業

令和3年4月26日（月）

環境省 環境計画課



【令和3年度予算額 5,000百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算額 5,500百万円】



環境省

感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

## 1. 事業目的

昨今の災害リスクの増大に伴い、災害・停電時の避難施設等へのエネルギー供給等が可能な再生可能エネルギー設備等を整備し、併せて避難施設等への高機能換気設備の導入の推進や感染症対策を踏まえた地域の防災体制構築を推進することにより、地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する。

## 2. 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

①公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（蓄電池、充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助（※1）。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生可能エネルギー設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※1 補助率は、都道府県・政令市・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

（注）共同申請する民間事業者も同様。

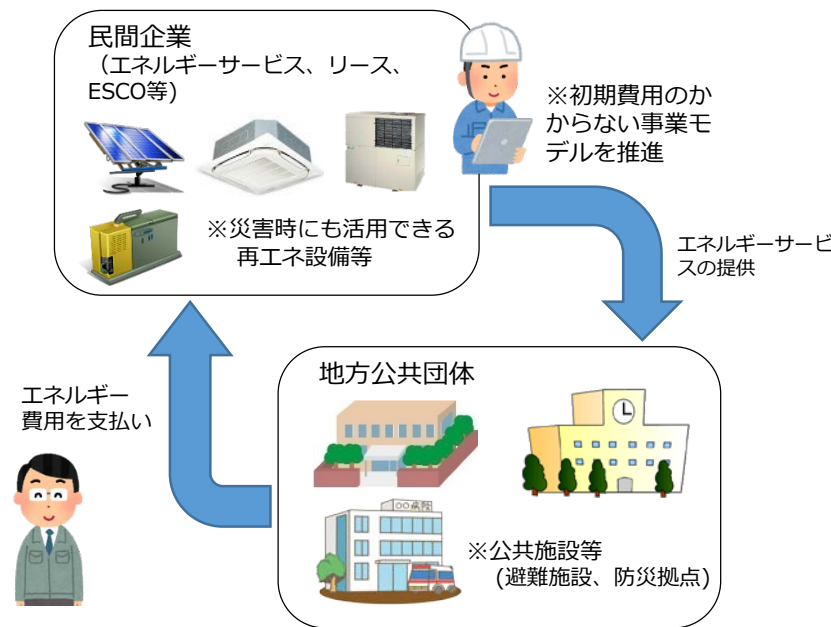
※2 EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

②①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業 ①補助率1/3、1/2又は2/3 ②1/2（上限：500万円/件）
- 補助対象 地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 支援対象



【令和3年度予算 1,200百万円（新規）】

【令和2年度3次補正予算 2,500百万円】

## 再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

### 1. 事業目的

新型コロナウイルス感染症による地域経済のダメージや気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、地域経済の活性化・新しい再エネビジネス等の創出・分散型社会の構築・災害時のエネルギー供給の確保につながる地域再エネの最大限の導入を促進するため、地方公共団体による地域再エネ導入の目標設定や合意形成に関する戦略策定の支援を行うとともに、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援や持続性向上のための地域人材育成の支援を行う。

### 2. 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

#### (1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

- ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

#### (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

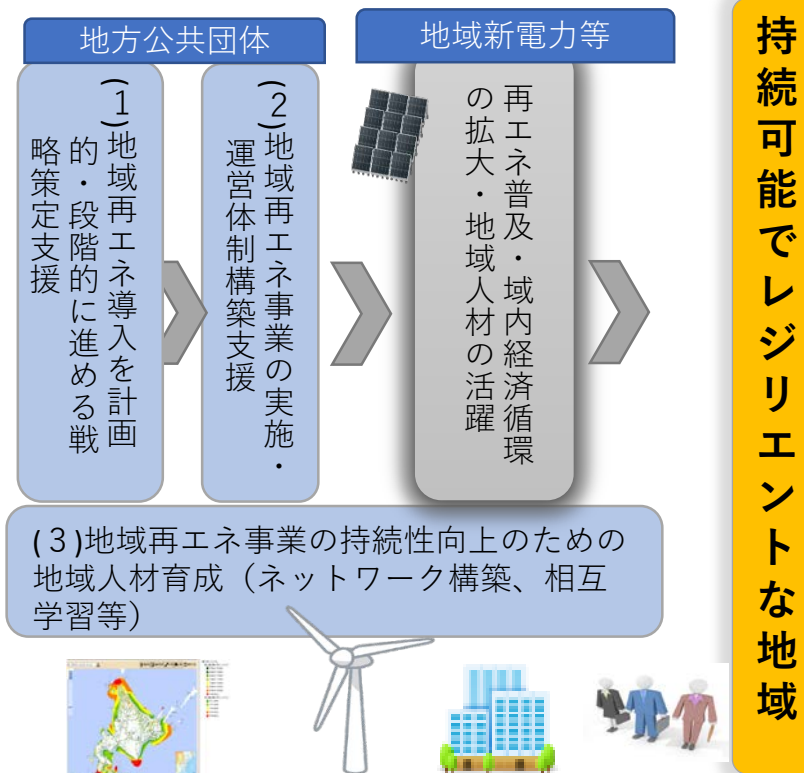
#### (3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率、定額), (2)間接補助(定率), (3)委託事業
- 補助対象 (1), (2)地方公共団体, (3)民間事業者・民間団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ





## 1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再エネ導入目標の策定や再エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体における2050年までの二酸化炭素削減目標を見据えて地域への再エネ導入のプランを明確にすることに加えて、再エネ導入を促すエリアの設定に係る合意形成等を支援することで、地域再エネの最大限の導入を図る。

### 2. 事業内容

#### ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標の策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する

#### ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。

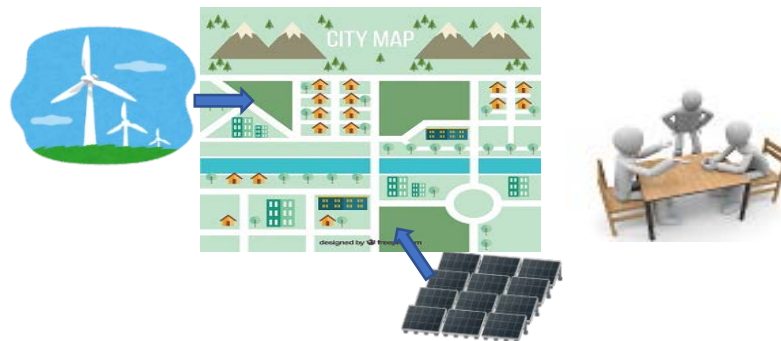
<補助率について>

- ◆小規模自治体：定額（①上限1,000万円、②上限3,500万円）
- ◆都道府県・指定都市・中核市・特例市：定率3/4

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率3/4、定額）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



## 2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

### 1. 事業目的

地方公共団体、地域金融機関、地元企業、市民等の地域のステークホルダーが参画・関与して、地域雇用による内発的な再エネ開発により、「地域の稼ぎ」を生み出し、さらにその稼ぎを再エネに再投資する持続的な事業実施・運営するための体制構築（事業スキーム、事業性等に係る検討、事業体（地域新電力等）の設立及び専門人材確保を含む。）を支援する。

### 2. 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築するため、

以下の業務について支援を行う。

- ・事業スキーム検討（例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法）
- ・事業性検討（例：事業の採算性評価、出資主体間の合意）
- ・事業体（地域新電力等）設立（例：需給管理、顧客管理体制の構築）
- ・専門人材確保（例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保）

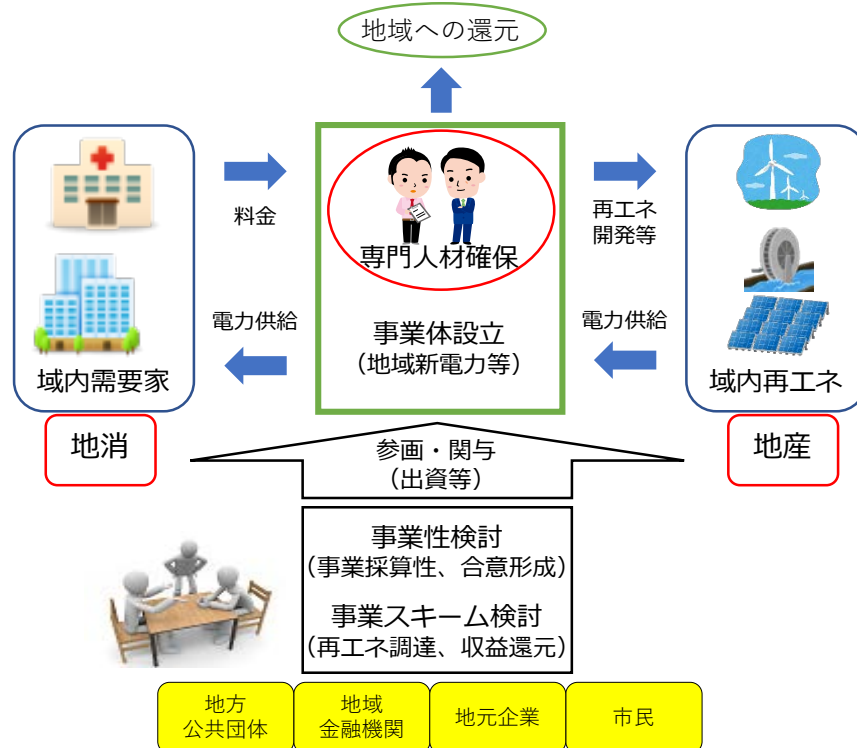
<補助率について> 事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

- ◆地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合は 2 / 3
- ◆地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合 1 / 2
- ◆上記以外の場合 1 / 3

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助（定率 2 / 3、1 / 2、1 / 3）
- 補助対象 地方公共団体
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

### 4. 事業イメージ



### 3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

#### 1. 事業目的

- ・地域への再エネ導入の主体となる地域新電力等が事業の実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートすることで、効果的な人材育成の広域的展開を図る
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

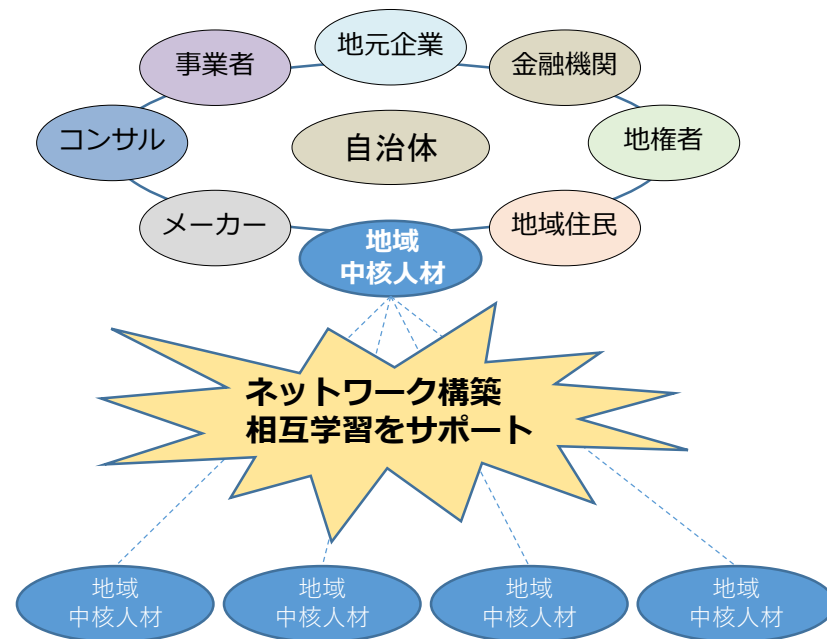
#### 2. 事業内容

- ・地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートする。  
（例：実際の再エネ電源開発の合意形成等に係るノウハウの継承・蓄積、需給予測、VPPなどAI・IT技術を応用した事業性強化のための研修の実施、同じ地域課題を抱える地域人材のネットワーク構築・相互学習）
- ・地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。

#### 3. 事業スキーム

- 事業形態 委託
- 補助対象 民間事業者、団体等
- 実施期間 令和3年度～令和5年度

#### 4. 事業イメージ



目指す人材像 = 地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援